

(様式4 実施結果の公表)

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例
の一部を改正する条例 (案) の
パブリックコメント手続の実施結果

平成30年6月
つくば市生活環境部廃棄物対策課

■ 意見集計結果

平成30年3月23日から4月23日までの間、つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（案）について、意見募集を行った結果、16人(団体を含む)から37件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(含む団体)
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	2人
ファクシミリ	0人
電子申請	14人
合計	16人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 第6条5項 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	条例案第6条第1項「(5)事業者及び工事施工者が次のいずれにも該当しないこと。」という条文に「事業者及び工事施工者が次のいずれにも該当しないこと。形式上別法人ないし別人格であっても実質上同一と認められる場合も同様とする。」という一文を加えること。	3件	潜脱的な別法人など、形式上の別法人であっても、実質上同一と認められる場合、今回の欠格要件に該当することもあります。
2	条例案第6条第5項(カ)の「事業に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に「不正または不誠実な行為の判別の際には周辺住民の通報等をも尊重して厳正な調査を行う」を付記すること。	4件	周辺住民からの通報等は、貴重な情報であり、現在も通報等が行っています。
3	「名義貸しの禁止」を付記すること。	4件	「名義貸し」により、許可を受けていない事業者が事業を行うことは、条例第5条に違反することであり、行政指導の対象となります。

4	<p>条例第8条の事業承継において、欠格条項に当てはまらない業者（新しく法人登録した会社など）が事業申請した場合は事業が承認され、その後事業分割などで事業を他の会社に承継した場合、承継された会社が欠格条項にあてはまっても排除する方法はあるのでしょうか。</p>	1件	<p>欠格要件に該当しない事業者から、事業が承継され、承継された法人が欠格要件に該当する場合、条例案第11条第1項第4項の規定により、その許可が取り消されることもあります。</p>
5	<p>表記が不統一のように思われます。</p> <p>ア 復権を得ないもの 「もの」を「者」に</p> <p>エ 5年を経過しないもの 「もの」を「者」に</p> <p>ク いずれかに該当するもの 「もの」を「者」に</p> <p>ケ及びコ 該当する者のあるもの 「のあるもの」削除</p>	1件	<p>・ア、エ及びクについて 通常、法令実務では、該当する「者」が複数あって、その中の一定の「者」を特定する場合に「もの」を用います。</p> <p>・ケ及びコについて それぞれの条件に該当する者がいる「もの（＝法人）」という意味で記載しているため、削除できません。</p>
6	<p>欠格条項の設置は、つくば市の環境確保のためには、必須である。ぜひ改正していただきたい。</p>	1件	<p>ご意見ありがとうございます。</p>

○ 附則 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>附則3「施行日前にされた改正前の条例第5条第1項又は第7条第1項の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。」を「施行日前にされた改正前の条例第5条第1項又は第7条第1項の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、許可又は不許可の時点で施行されている条例によるものとする。」に変更する。</p>	3件	<p>今回の改正案が施行される前に許可の申請があったものについては、改正前の条例に基づくものであり、申請時の条例に基づき審査することになります。</p>
2	<p>条例改正の施行日までの間、条例5条に掲げる事業の許可申請の受理を一時停止頂きたい。</p>	1件	<p>施行日の前日までは、現行の規定が適用されるため、一時的に停止することはできません。</p>

○ その他の意見 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>条例第4条第2項では、「周辺住民の理解を得る」ことが「努力目標」になっている点が問題であり、以下の改訂が必用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「周辺の住民に対して理解を得るよう努めなければならない」を「周辺の住民に対して十分な理解を得なければならない」に変更すること。 ・「事業者は、事業の概要について、当該事業区域の周辺の住民に対して理解を得るよう努めなければならない」を「事業者は、事業の概要について、事前協議の段階で、当該事業区域の周辺の住民に対して十分な理解を得なければならない」に変更し更に「当該事業区域の使用目的および使用方法等についてその全容を詳細に説明しなければならない」という一文を加えること。 	5件	<p>今回のパブリックコメントは、条例第6条第5項第5号により事業者及び工事施工者を制限する欠格事項を追加するものでありますので、その他条文等に関する御意見につきまして、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>条例施行規則第4条第16号「隣接する土地所用者の同意書」について以下の改訂が必用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋め立て地に接する土地については100%の同意を取得すること。 ・隣接地が道路・水路等で有効幅員5.0m以内の場合は、その道路・水路を隔てた隣接地の同意を取得すること。 ・または「隣接地」については、当該事業区域の周囲10m以内に入る居住者(事業所を含む)の土地を隣接地とみなすこと。 ・事業面積が300m²以上2,000m²未満の場合は埋め立て地の周辺部から100m以内、事業面積が2,000m²以上の場合は埋め立て地の周辺部から300m以内の範囲の居住者(事業所を含む)について100%の同意を取得すること。 ・事業区域に関係する区長の意見書を取得すること。 	8件	<p>今回のパブリックコメントは、条例第6条第5項第5号により事業者及び工事施工者を制限する欠格事項を追加するものでありますので、その他条文等に関する御意見につきまして、今後の参考とさせていただきます。</p>

3	条例施行規則第5条「搬入土砂等」の(ア)では、「土砂の経由」についての記述が不十分であることから、「事業に用いる土砂等は、茨城県内から発生したものであること」に「一時保管を経由しない」を加えること。	3件	今回のパブリックコメントは、条例第6条第5項第5号により事業者及び工事施工者を制限する欠格事項を追加するものでありますので、その他条文等に関する御意見につきまして、今後の参考とさせていただきます。
4	近隣の条例を参考に常識的な条例に改善すべきと考える。	1件	御意見につきまして、今後の参考とさせていただきます。
5	当該事業について環境アセスメントの義務化を盛り込むべき。	1件	環境影響評価（環境アセスメント）の対象事業については、環境影響評価法及び茨城県環境影響評価条例にて定められており、それに従っています。
6	町の発展に寄与しない残土の埋立て、特に市外からの残土はその発生場所を特定することも難しいことを考えると、より厳しく規制する条例の制定を望みます。	1件	御意見につきまして、今後の参考とさせていただきます。